

公文書開示決定通知書

17色総発第417号

平成17年9月2日

前本好江様

一色町長 大河内光行



平成17年8月19日付けで開示の請求のありました公文書については、次のとおり決定しましたので、一色町情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する文書
決定の内容	①平成16年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続等を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等…開示 ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書…開示 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績(件数及び費用)を記した文書…不開示
部分開示・不開示とした理由	請求実績がないため
開示の実施の方法	写しの送付
開示の実施に要する費用の額	写しの作成に要する費用 20円
開示の日時	
開示の場所(担当部課等)	健康福祉部 福祉課 電話 0563-72-9605 内線245

※1 この決定に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、一色町を被告として提起することができます。ただし上記1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。